

篠山市景観計画

—概要版—



平成23年3月
篠山市

1. 景観計画策定の背景と目的



■篠山市には素晴らしい景観があります

篠山市は緑豊かな里山と田園風景が継承され、今もなお日本の農村の原風景である「ふるさとの景観」に包まれています。

また、中心市街地は、江戸期の城下町であり、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている歴史的な町並みの残る市街地でもあります。加えて、旧宿場町などの面影が色濃く残る街村^{かいそん}*として知られる福住、古市地区などや、丹波焼で知られる立杭地区、兵庫県一の茶の生産量を誇る茶畠の景観を有する味間奥地区など、地域特有の景観もよく継承されています。



■全国的に美しいまちづくりが進められています

これまでわが国のまちづくりは、経済性、効率性および機能性が重視され、美しさへの配慮が軽視されてきた面があります。しかし、近年の美しい町並みなどの個性的な町並みや景観に対する国民の関心の高まりに伴い、平成15年、国は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、平成16年には景観に関する総合的な法律として「景観法」を制定しました。

景観法の制定に伴い、これまで以上に全国各地の地方公共団体による積極的な景観に関する取り組みが進められています。

■篠山らしい景観まちづくりを実現します

篠山の有する良好な景観を保全・育成・創出することにより、篠山の景観をより美しいものにし、ゆとりと潤いのある生活環境を形成していくためには、篠山らしい地域資源を活かした市民の参画と協働による「景観まちづくり」を推進し、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、魅力と活力のある地域社会の実現を目指す取り組みが必要です。篠山の景観形成に取り組むための方針やルールおよび行政、市民、事業者等のそれぞれの役割について明確に示すことにより、魅力ある篠山の景観まちづくりを実現することを目的として「篠山市景観計画」を策定します。



* 旧街道等の両側に妻入りの家屋等が軒を並べて列状に建ち並ぶ集落。

2. 景観形成に関する基本方針



これまでの本市の景観に関する取り組み成果を活かし、良好な景観の保全継承と創造にむけ、以下の基本施策に基づき景観形成を推進します。

土地利用に応じた適正な景観基準による誘導・規制

地勢や歴史文化等の景観的な特徴と市街地や田園地等の土地利用や法規制の状況に基づき、自然環境と町並みや集落等が調和した景観となるよう適正な誘導・規制を行います。

田園農地、里山等の自然景観の保全継承

農地や里山等の自然景観の保全に努め、縁に包まれた篠山らしい景観形成を図ります。

生業により形成された集落景観の保全継承に向けて、景観施策として支援する仕組みを検討します。

歴史的町並みの保全継承

歴史的な町並みの残る区域では、歴史・文化的景観として保全継承すべき区域として地区指定を行い、景観保全に重点的に取り組み、地域の活性化や快適な住環境形成にも寄与する歴史的な町並みと調和した景観形成を図ります。

新たな景観の創出

周辺の自然や田園景観および歴史的な町並み景観と調和した、魅力的で地域活性化に資する新しい市街地景観の創出を図ります。地域特性を活かしながら、連続性や統一感のある魅力的で落ち着いた沿道景観や背景と調和する緑豊かな市街地景観の誘導および周辺景観と調和した快適な住宅環境の形成を図ります。

地域特性に応じた景観形成

重点的な景観形成の必要がある区域や個性的な景観を有する地区は、地域住民の意向を踏まえ、地域の特性に応じた景観形成を図り、観光などの多様な交流促進による地域活性化を目指した市民等の参画と協働による景観まちづくりを推進していきます。

市民の啓発普及の推進(人材づくり)

優れた景観形成には、市民、事業者の深い理解と参画意識が望まれます。市民や地域による積極的なまちづくりを実現するため、景観に関する啓発普及に努めます。また、篠山の有する良好な景観を保全するためにも、景観づくりの担い手となる市民、事業者、専門家、そして行政職員を育て、相互に意識や技術を高めあえるような人材育成の取り組みを進めます。

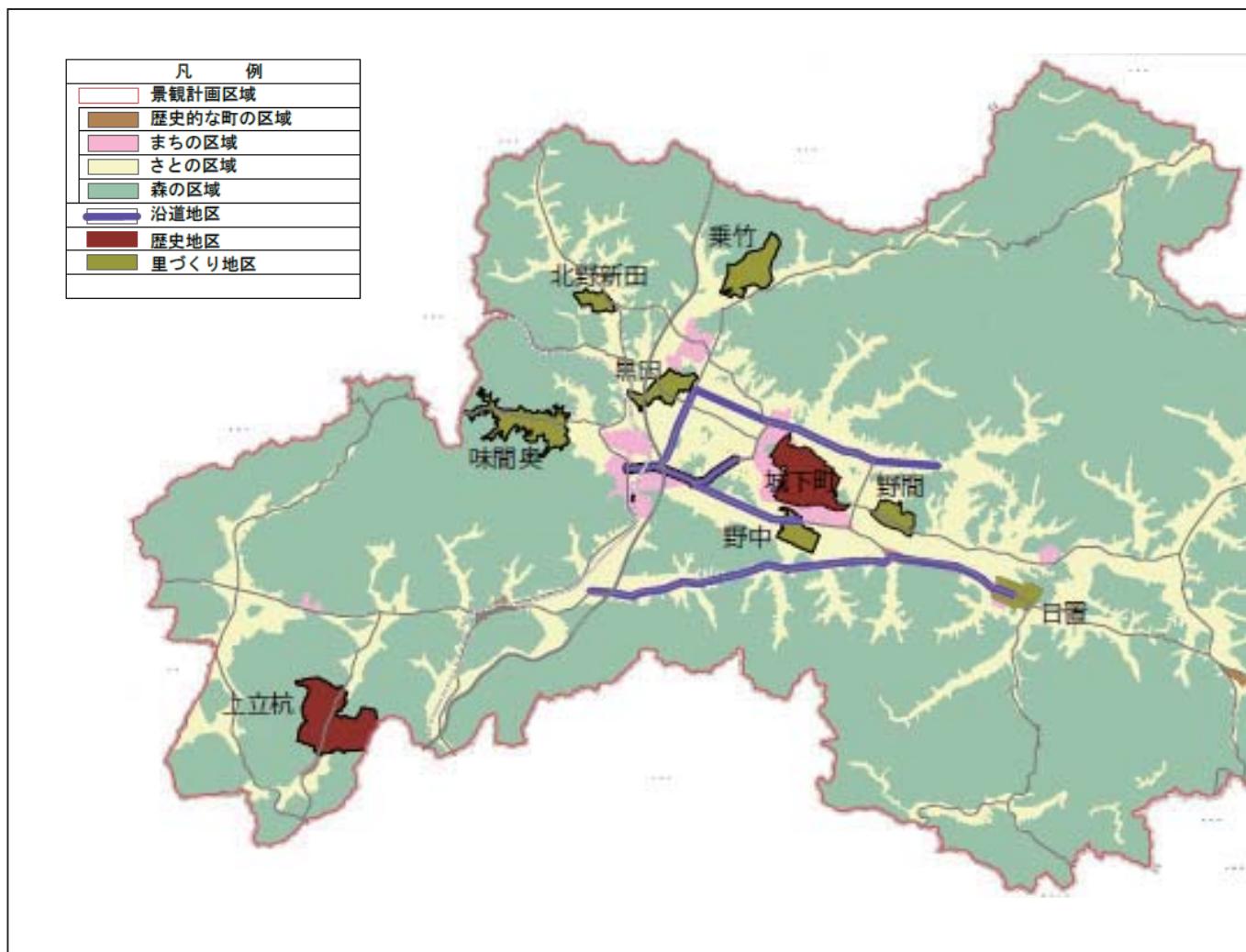


3. 景観計画区域(市全域)と地区指定

篠山市景観計画では市全域の基準と地区独自の基準により景観誘導を図ります。

■景観計画区域

篠山市全域を景観計画区域とし、市域を「歴史的な町の区域」「まちの区域」「さとの区域」「森の区域」の4つに区分します。



景観計画区域図

■地区指定

景観計画区域内(市全域)において地区の特性に応じた景観形成を図る必要がある区域を地区別計画として、きめ細かな景観形成に関するルールづくりを行い、適宜地区との合意に基づき新たに地区を指定していきます。

■沿道地区 (景観条例に基づく地区で都市計画法の沿道地区とは異なります)

国道、県道等の主要幹線道路の沿道景観の形成を図っていく地区です。篠山を来訪する人々が、丹波篠山として意識して眺める大切な区域であることから、屋外広告物の整序等を通して、篠山市の玄関口として魅力ある景観形成を図っていきます。

⇒ 丹南篠山口IC周辺地区・篠山盆地幹線沿道地区



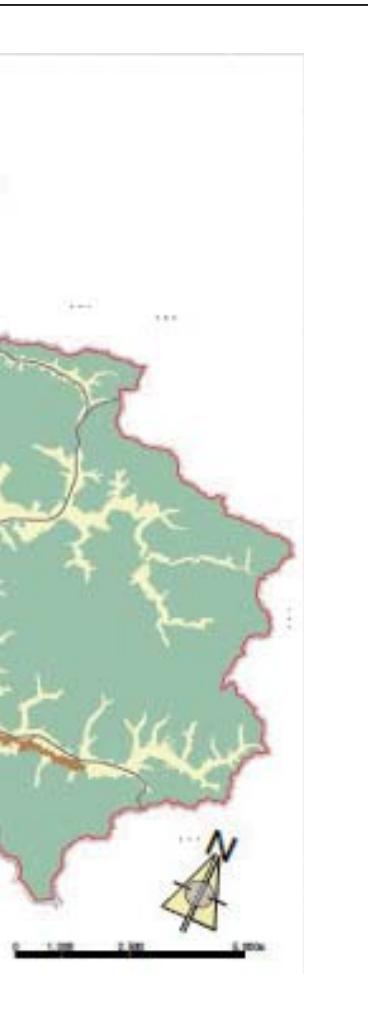
■促進地区

既成市街地外縁部等の開発に伴い、計画的にまちづくりを進めていく必要がある地区です。行政が主体的に関わりながら、地区の住民とともに計画的な土地利用施策と連動した景観形成のルールづくりを行います。現時点での指定地区はありませんが、適宜地区指定を行い計画的なまちづくりを促進していきます。





つの区域に区分し、それぞれの区域の特性や課題に応じた景観形成を図ります。



●区域区分ごとの景観形成

■歴史的な町の区域

中心市街地の城下町地区や、旧宿場町の福住、八上、古市地区などの歴史的な町並みや文化環境が継承されている区域および立杭のような文化資産を有する区域で、歴史的な町並みや町家等の文化的な資産を活用した景観形成を図ります。



■まちの区域

既成市街地として、一定規模以上の建築物や工作物に関する基準を設け、計画的に市街地景観を形成する区域です。周囲の田園景観とも調和した、潤いとぎわいのある魅力的な「まち」の景観形成を図ります。



■さとの区域

集落と農地が一体となって形成された田園景観区域です。広がりのある、良好な田園景観および自然環境を保全し、地域の生産活動や生活文化を次代へ引継ぎ、田園と調和した篠山らしい里の景観形成を推進します。



■森の区域

山地・森林区域です。資源林として活用を図りながら、水源涵養や防災、景観形成等の観点から保全を図っていきます。山裾の傾斜が比較的緩やかな区域では、「森との語らいの場」として、新しい里山づくりを進めていきます。



て4つに区分し、別途地区指定を行います。今後、市全域の景観形成基準を一步進めて地区の特徴に応じたす。

■歴史地区

地域の歴史的資産を活かした景観形成を図る地区です。地区の住民とともに、篠山市歴史文化基本構想等により明らかにされた地域の歴史的資産などを有効に活用した歴史的な町並みの形成に取り組んでいきます。

⇒ 城下町地区・上立杭地区



■里づくり地区

里づくり条例に基づく里づくり地区です。地区の発意により、地区の住民が主体となって定めた土地利用用途や景観に関するルールに基づき、地区の個性を生かしたまちづくりを積極的に推進していく地区です。

⇒ 野中地区・日置地区・野間地区・黒田地区・乗竹地区・味間奥地区・北野新田地区



4. 届出の対象となる行為



篠山市全域および各地区の特性に応じた景観形成を図るため、建築行為や開発行為等について次のとおり届出対象行為を定めます。

対象 事前 協議	種別	内 容	届 出 対 象 規 模						
			市 全 域 (右欄の地 区を除く)	沿道 地 区	促進 地 区	歴史 地 区	里 づ く り 地 区		
● ※1	建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	高さ10m以上又は建築面積300m ² 以上			全て			
● ※2	工作物 ※3	新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	高さ10m以上又は敷地の用に供する土地の面積300m ² 以上			全て			
●	開発行為（都市計画法第4条第12項）※4		500m ² 以上						
●	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		500m ² 以上						
●	木竹の伐採		500m ² 以上						
●	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		500m ² 以上						
	屋外への自動販売機の設置		—	全て	—	全て	—		
	屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置		—	全て	—	—	—		

文化財及び伝統的建造物群保存地区における許可（協議・通知）を要する行為は除きます。

※1 建築物の事前協議の対象は高さ10m以上又は建築面積300m²以上。

※2 工作物の事前協議の対象は高さ10m以上又は敷地の用に供する土地の面積300m²以上。

※3 工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物と合計した高さを工作物の高さとします。

※4 自己の住宅建築を目的に行う開発行為は除きます。

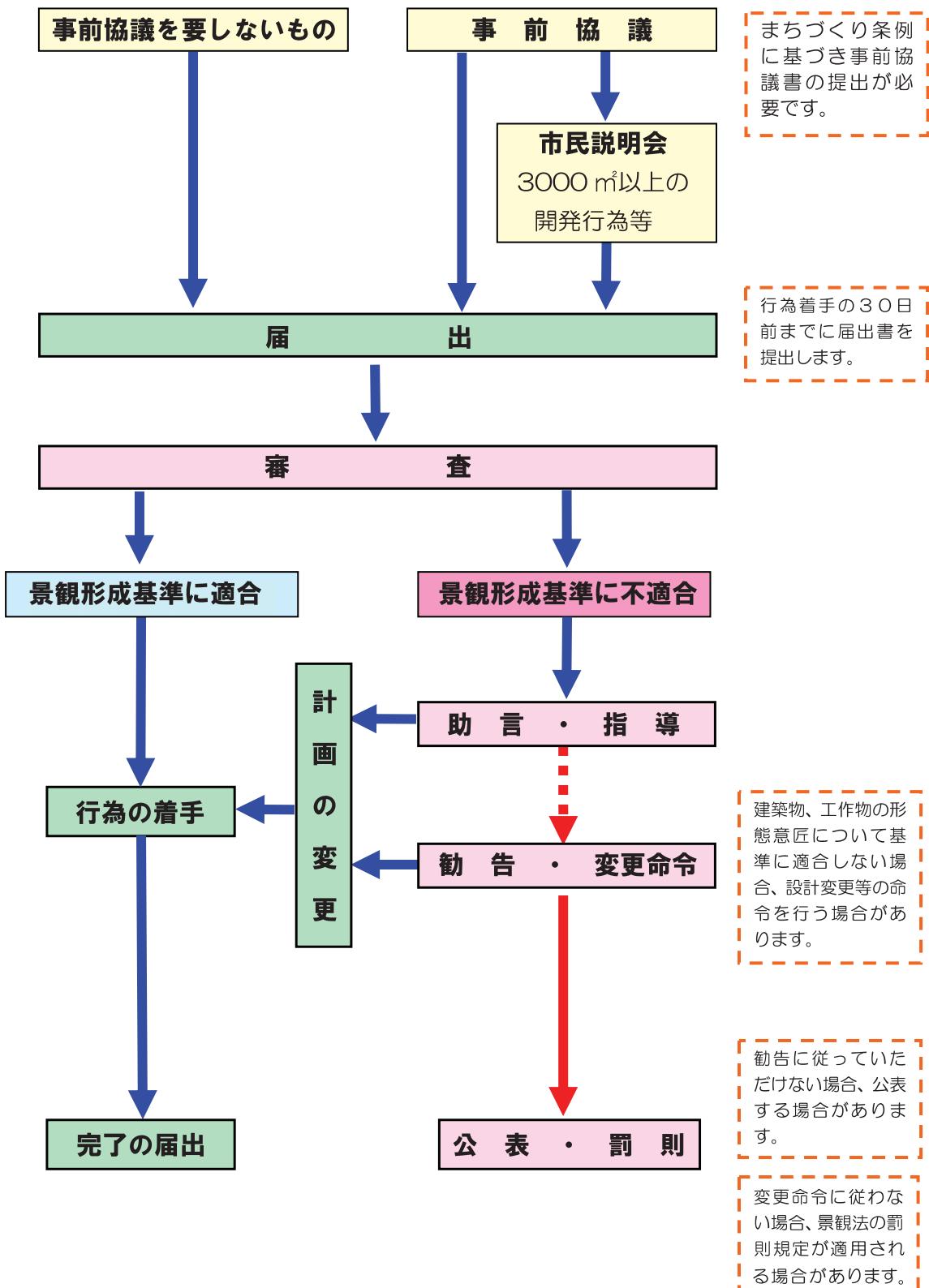
景観計画区域内における行為届出書に以下の書類を添付して正副2部提出してください。

行為の種別 添付図書	建築物・工作 物の建築等	開 発 行 為	土 地 の 形 質 の 変 更	木 竹 の 伐 採	物 件 の 堆 積	自 動 販 売 機 ・ 広 告 物 の 設 置
付近見取図	○	○	○	○	○	○
現況図		○	○	○	○	
配置図	○					○
土地利用計画図		○	○		○	
造成計画図		○	○			
平面図	○					
立面図	○				○	○
断面図	○					
植栽計画図		○			○	
計画平面図				○		
現況カラー写真	○	○	○	○	○	○
完成予想図	○					

5. 届出手続きのフロー



景観計画区域での届出対象行為については以下の届出手続きの流れとなります。



6. 良好的な景観形成のための景観形成基準

景観計画では届出対象行為に対し景観形成基準を定め、届出対象行為が周辺景観と調和したものになるよう誘導していきます。

景観形成基準のイメージ

■建築物・工作物の建築等

篠山市の景観に影響を与える一定規模以上の建築行為等における形態・意匠について誘導していきます。

●位置・規模

建築等の行為においては、背景にある山並みや周辺の縁から突出せず、山並みや眺望が確保されるような配置、規模となるようにします。

主要な幹線道路などから眺めたときに、建物が山並みの稜線にかからないような規模や配置とします。



●形態意匠

建築物のデザインは周辺景観と調和したものとします。



周辺の集落家屋との調和に配慮するとともに、自然景観にも配慮したデザインとします。

町並み全体としてのまとまりを大切にし、屋根の向きなどの連続性に配慮します。

歴史的な町の区域では、景観の重要な構成要素となる屋根の向きなど、建物の連続性に配慮します。

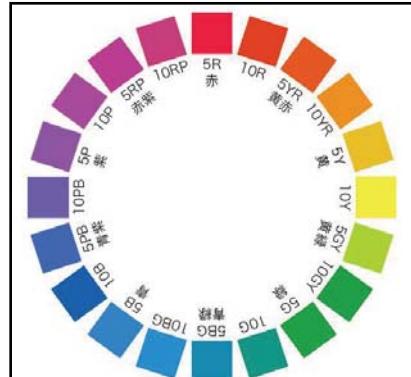




●色彩の基準

篠山市景観計画では色彩に関する基準の中でJISによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは、マンセル氏によって考案されたもので、面の色を色相（色相）、明るさ（明度）あざやかさ（彩度）の三つの属性によって表示したもので、また、白及び黒については彩度を持っておらず、無彩色と言われています。

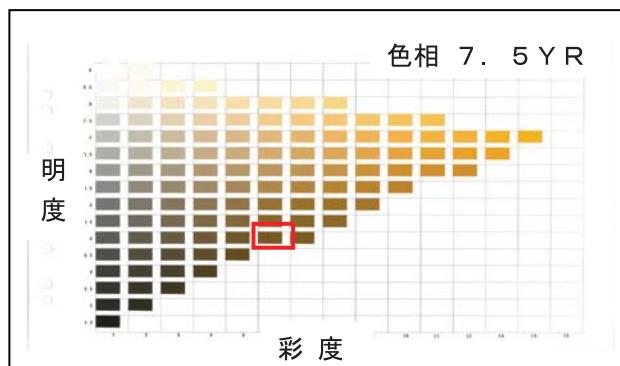


マンセル色相環

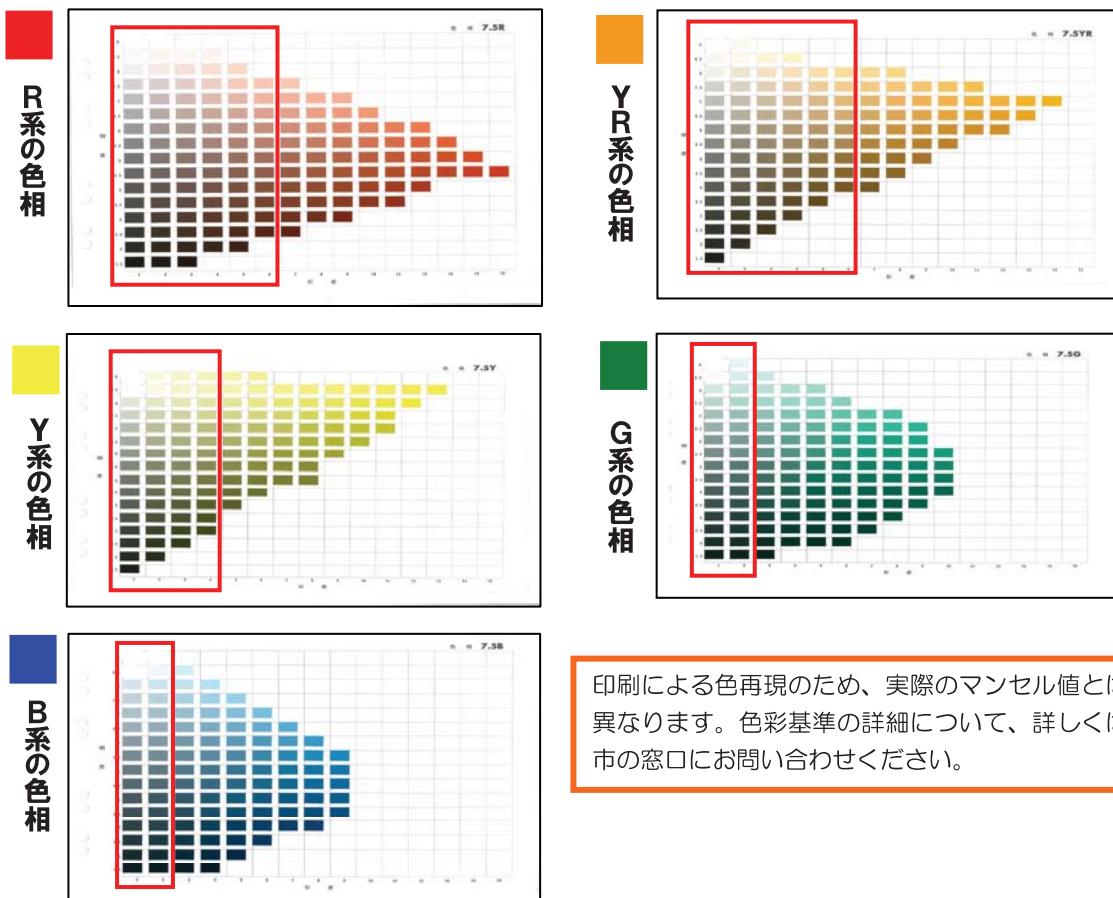


左の色をマンセル色票系で示すと、色相は7.5YR（橙系）、明度は縦軸で4、彩度は横軸で6となります。

7. 5YR 4 / 6
色 相 明 度 彩 度



色彩は景観形成基準に適合させ、周辺景観と調和したものを使用します。

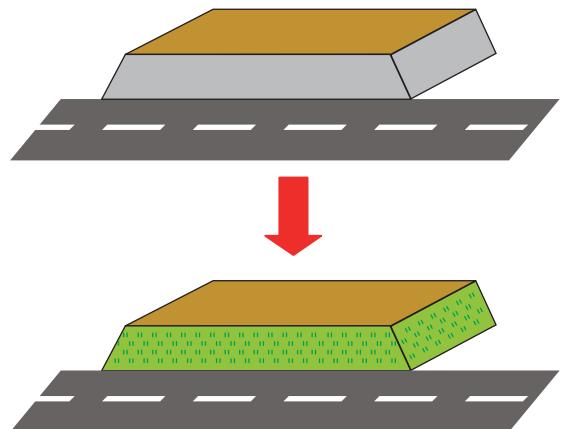
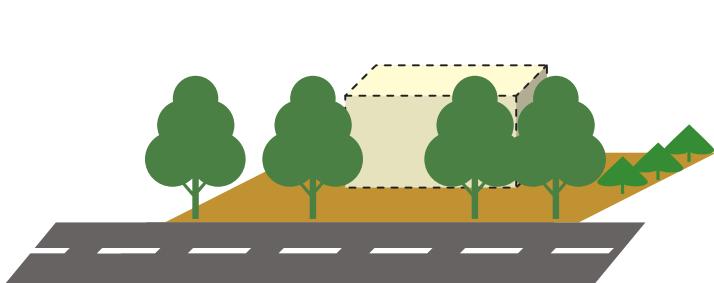


■開発行為・土地の形質の変更

土地の造成等を行う場合は主要な道路からの見え方に配慮し、敷地内の緑化を図ります。

造成に伴う擁壁は、芝生等による法面緑化を施す

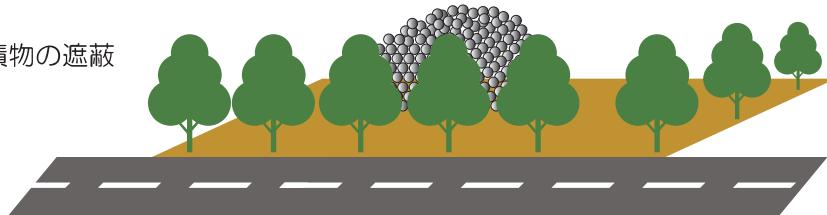
通りからの見え方に配慮した植栽



■物件の堆積

土石や廃棄物等を堆積する場合は周辺からの見え方に配慮し、植栽等により遮蔽を行うようにします。

高木の植栽による堆積物の遮蔽

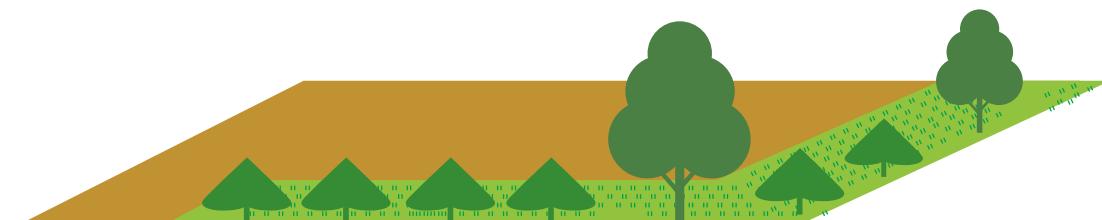


緑化基準における緑地率

緑地とは樹木等の緑などに覆われた土地のことです。

敷地全体の面積に対し、植栽を施した の部分の面積の割合が緑地率です。

$$\text{緑地率} (\%) = \frac{\text{緑地の面積 (m}^2\text{)}}{\text{造成等に係る土地の面積 (m}^2\text{)}} \times 100$$





沿道地区や歴史地区では、屋外への自動販売機の設置や屋外広告物についても基準が定められています。

■屋外への自動販売機の設置

屋外に自動販売機を設置する場合は、広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮します。



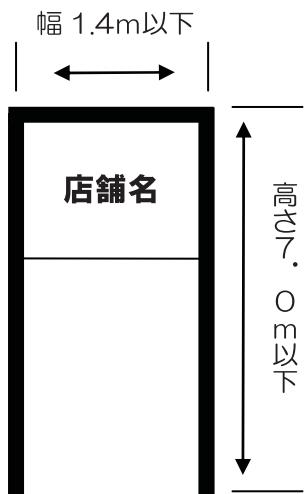
企業名、商品名等広告面を極力控え、周辺景観との調和に努めます。



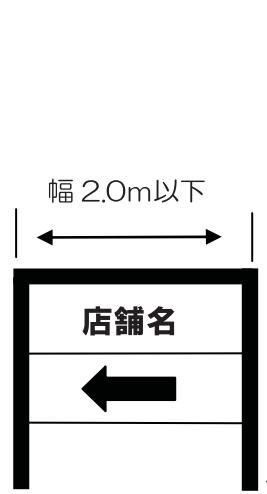
道路から出来るだけ後退した位置に設置し、隣接する建築物から突出しないように努めます。

■屋外広告物の設置

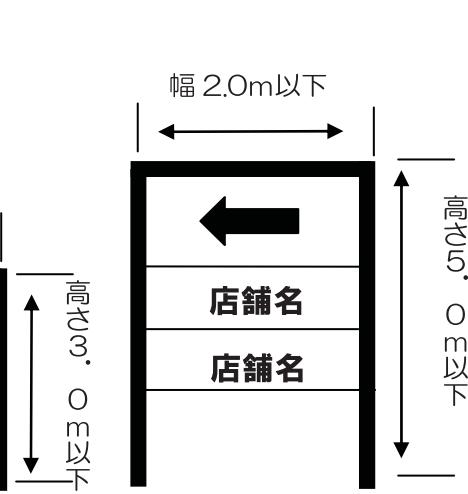
沿道地区における屋外広告物の形状や意匠を揃えることにより、連続性や統一感のある広告景観を形成します。



自家用広告物



案内誘導広告物（単体）



集合案内誘導広告物

7. 景観まちづくりに向けて

■協働による景観まちづくりの推進

篠山市では、環境美化作業、河川沿いの植樹や花づくり運動などの緑化活動、里山や竹林の整備活動、地区単位のまちづくり活動、古民家再生の取り組みなど、従来から市民主体の様々な取り組みが行われています。篠山市の景観は市民や団体によるこれらの地道な取り組みにより形成され、継承されています。

景観法では景観形成にかかるルールだけではなく、行政・市民・事業者の責務や景観まちづくりに関する支援措置についても定められています。景観まちづくりは行政の取り組みだけでは実現できるものではありません。行政、市民、事業者協働による景観まちづくりの取り組みが必要です。また、市民、事業者の景観まちづくりの取り組みを支援することが行政の重要な役割です。

●役割

市民の役割

- ◆篠山市の主役は市民です。日々の暮らしの中で花を育てる、家の周りをきれいにする、庭や農地等の適正な管理など、良好な景観形成に積極的に取り組みましょう。
- ◆市民が暮らす地域の景観の価値に気づくことが、景観まちづくりの第一歩です。市の景観資源を将来に引き継いでいくためにも、一人ひとりが景観の大切さに気づき、その思いを共有して景観形成の取り組みを進めましょう。

地域や市民団体、事業者

- ◆日ごろ地域で取り組まれている環境美化や農地、社寺林および里山などの維持管理などを通じて、地域で共有してきた「ふるさと景観」を守り、育てましょう。
- ◆事業者は行政の景観まちづくり施策に協力し、市民や行政とともに積極的に良好な景観形成に取り組みましょう。



専門家等

- ◆景観まちづくりには専門家等による景観形成に関する知識が必要です。専門家は専門知識を活かし、景観まちづくりの取り組みに積極的に協力しましょう。

行政

- ◆良好な景観形成に関する市民や事業者等への普及啓発および情報の発信に努めます。
- ◆良好な景観形成への先導的役割を有する公共施設整備等にあたり、景観の質の向上に努めます。
- ◆市民や地域の積極的な景観形成に関する取り組みが継続して行えるよう、様々な施策と連携しながら支援制度の整備を図っていきます。



●地域と連携する景観まちづくりの推進

◆多様な主体による景観づくりの推進

市民、NPO、大学、事業者等の多様な人々が主体的に地域への誇りや愛着を持って景観づくりに取り組めるよう、行政は景観まちづくり活動に取り組む団体と連携して景観づくりの活動環境を整えていきます。

◆篠山の自然や地域の歴史文化に根ざした景観まちづくりの推進

景観は、総合的な地域の姿を映す鏡です。広がる農地と集落のたたずまいや地域の歴史的資産等、複数の景観要素を有する地域全体で景観を捉えることが大切です。

行政は、地域の人々が景観の価値を共有し、地勢や歴史・文化、集落の空間構造等を活用しながら、持続的な発展や地域力の向上、市民生活の豊かさに結びつくような総合的な地域づくりとしての景観まちづくりを推進していきます。

●景観まちづくりの取り組みへの支援

普及啓発と情報発信

- ◆景観の大切さや景観形成の取り組みの必要性について理解が得られるよう、普及啓発に努めます。
- ◆篠山の景観の素晴らしさを一人でも多くの人に知りたいとするよう、篠山市内外に向けた景観に関する情報の発信に努めます。



景観資源の保全と活用

- ◆景観資源は市民共有の資産です。先人から受け継いだ景観資源を失うことなく、次代へ引き継いでいくよう、保全・継承に努めます。
- ◆農の営みにより形成されてきた農村風景や地域の身近にある文化財や町並みを景観資源と捉え、それらを活用した景観まちづくりを支援します。

景観まちづくり活動

- ◆景観まちづくりの実現には市民等の持続的な取り組みが求められます。多様な人々が地域への愛着を持って、自発的、継続的に景観まちづくりに取り組めるような仕組みづくりを進めます。
- ◆市民の日常的な景観形成の取り組みを育み、市民や事業者等の主体的な活動がより活発になるような支援体制を検討します。

人材育成

- ◆景観を守り、創り、継承するために、景観づくりの担い手となる市民、事業者、専門家および行政が、相互に意識や技術を高めあえるような人材育成の取り組みを進めます。
- ◆次代を担う子どもたちが景観についての知識を深めることができるよう、学習の機会を積極的に作っていきます。
- ◆景観まちづくりには専門家の知識が欠かせません。適切な場面で専門家が景観まちづくりに関与できるような仕組みを整え、景観の質の向上および景観形成に取り組む市民、事業者および行政職員等の意識や技術を高めていきます。



■景観法に基づく各種制度の活用

景観法には、市民と共に地域の景観まちづくりを行なっていく上での仕組みが用意されています。

例えば市民等が景観計画の策定や変更を提案することができると定められています。また、行政に代わってあるいは行政とともに良好な景観の形成に取り組む主体として、一般社団法人等のうち一定の業務を適正かつ正確に行えるものを景観整備機構として指定することができます。

このほか、土地所有者等の全員の合意により地域の良好な景観形成のための協定（景観協定）を定めることができます。また、景観農業振興地域整備計画では、指定した景観整備機構に耕作放棄された農地等を利用する権利を認めることで、良好な景観の形成を図っていくことができます。

市民と共に景観まちづくりを進める上でも、積極的な制度活用を推進します。

■景観法に基づく景観形成の主な施策

●景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針



地域の自然、歴史、文化等からみて建物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、道路やその他の公共の場所から見ることができる建物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することができます。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定は所有者の意見を尊重して行われ、指定後は良好な景観を維持していくために適正な管理を行います。

地域の景観づくりにおいて重要な要素であり、市民に親しまれている建物や樹木を景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全継承に努めます。

●屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

ルールを守り地域環境に調和した良質な屋外広告物は有益な伝達方法として広く一般に親しまれ、まちを活気づける要因になる一方、良好な景観への配慮なく主要幹線沿道や観光地などに乱立すると、素晴らしい景観を阻害する要因になってしまいます。

近年では田園風景が広がる素晴らしい景観の中でさえも、屋外広告物が掲出され、良好な景観に影響を及ぼしているケースも見受けられます。地域の良好な景観の形成を図るために、建築物等のみならず、屋外広告物についても周辺の景観に調和させる必要があります。

景観行政団体は景観計画に即して、屋外広告物条例を制定することが出来ることから、市独自の条例制定に向け、屋外広告物の状況を調査し、周辺景観に調和した篠山にふさわしい屋外広告物のあり方について検討していきます。



●景観重要公共施設の整備



河川や道路などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、民間事業者や市民に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な役割があります。

良好な景観の構成要素となっていたり、整備することにより良好な景観を形成することができる公共施設については、公共施設管理者と協議を行い景観重要公共施設と

して位置づけ、整備に関する事項や占用等の許可基準などを定め、関係機関等と連携しながら地域にふさわしい景観形成を促進していきます。

●景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画とは、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備および開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について、一体的に定めるものです。

篠山の景観の重要な資源である田園農地は、農用地の保全策が進められるだけで、「景観」としての支援策は実施されていないのが現状です。良好な田園景観を保全するため、生業を含めた農業を維持継承する仕組みや体制および支援策について、市の農業施策との連携を図りながら、地域住民および農村景観の保全に問題意識を持って活動を推進する団体とともに検討を行います。



地域のまちづくり活動にも景観資源が活用されています



西町昭和縁日



宿場一夜夢街道



丹波篠山・まちなみアートフェスティバル



大国寺と丹波茶まつり



ひおき軒先ミュージアム

篠山市まちづくり部地域計画課景観室

〒669-2397 篠山市北新町41

電 話 079-552-1111（代表）

FAX 079-552-0619

E-mail chiikikeikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp